

国民年金のお知らせ

令和5年分公的年金等の受給者の 扶養親族等申告書が送付されています!!

日本年金機構から、令和4年9月中旬より順次、下記の送付対象者へ「令和5年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が送付されています。提出期日までに提出されますよう、お願いいたします。

●送付書類

扶養親族等申告書、記入方法（記載例）、返信用封筒

●送付対象者

老齢や退職を支給事由としている年金の支給額が以下に該当する方。

- ・65歳未満：108万円以上
- ・65歳以上：158万円以上

（退職共済年金（J R、J T、N T T、農林共済）の受給者であり、老齢基礎年金が支給されている方の場合、退職共済年金の支給額が80万円以上）

※各種控除に該当しない方（受給者本人が障害者・寡婦等に該当せず、控除対象となる配偶者または扶養親族がない方）は、扶養親族等申告書（本書）を提出する必要はありません。

記入における注意事項

前年から変更なし⇒送付された申告書に変更などがなければ、日付、電話番号、氏名を記入して返信用封筒に入れて提出

前年から変更あり⇒新たに配偶者や家族を扶養する場合、氏名、生年月日、個人番号等必要事項を記入して返信用封筒に入れて提出

不明な点がある場合は、下記の電話番号へ問い合わせください。

扶養親族等申告書お問い合わせナビダイヤル 0570-081-240

書類の書き方がわからなければ、役場町民課（TEL：47-4681）までお越しくください。

お問い合わせ先

町民課 年金係 ☎47-4681